

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA市所在のB会社（以下「会社」という。）にパートスタッフとして雇用され、同社が経営する居酒屋の「C店」の勤務を経て、平成〇年〇月〇日には「D店（以下「店」という。）」に転属となり、清掃、調理、食品洗浄の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月に店の上司が替わり、これまで正社員以外担当していなかった生食（ユッケなどの調理）の処理を担当させられ、上司から理不尽な理由で怒鳴りつけられるなどの嫌がらせを受けたことで、同年〇月中旬頃から不眠、摂食障害を自覚するようになったとしている。

請求人は同年〇月頃から不眠、摂食障害の症状が悪化したため、同年〇月〇日にEクリニックに受診し「軽症うつ病エピソード」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会の意見書によると、請求人は、平成〇年〇月上旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したとされているところであり、本件の経緯及び主治医の意見書等から、当審査会もこれを妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき判断する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「業務による心理的負荷」について

- (ア) 請求人は、本件疾病発病前おおむね6か月間に、発病に関与したとする業務による出来事として、①平成〇年〇月に着任したFに、それまで正社員しか扱ってこなかった生食の下処理を行うように言われたこと、②同年〇月中旬頃、持ち場で作業中に生食のオーダーが入り、アルバイトがそれを行っている、Fから「おまえこいつになんで生させてんねん。そっちより、こっちのメニュー先に通さんとあかんやろ」と強い口調で言われ、Fは「俺の言うことが聞けないんやったらここに居てもらわなくてもいい」と怒鳴られたこと、③同年〇月〇日から就業時間をカットしたシフトを組まれ、Fに確認したところ、「就業時間中に煙草を吸ったから」と言われ、その際「貴方とはうまくやっていけない」と言われたことなどを主張する。
- (イ) ①の出来事について、認定基準別表Ⅰの具体的出来事に当てはめると「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」に当たると考えることもでき、その平均的心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

請求人は、生食の処理については正社員しか扱えないものであり、それ以外のパート社員などが扱ってはいけないものだと思っていた旨を主張するが、パート社員による取扱いを禁止するという根拠は見当たらない。また、生食の取扱いを行わせることとなった背景には、そもそも請求人から勤務時間を増やして欲しいという希望があり、今のまま時間だけを延長することは無理であり、他の業務も行うのであれば延長可能であるとの会社との話し合いの結果であると認められるところであり、請求人もこれを納得していたと判断しうるものである。さらに、当該業務が、請求人の経験からしても客観的に不可能な作業とは認められず、また、実際に何ら支障も生じておらず、そして、時間外労働時間からみても仕事量に大きな変化は認められないことから、①の出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断することが相当である。

②、③の出来事については、認定基準別表Ⅰの具体的出来事に当てはめると「上司とのトラブルがあった」に当たると判断することができ、その平均的心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

Fが請求人に対してオーダーの優先順位について強い口調で指示をしたことについて、請求人は心理的な負荷があった旨述べているが、Fは料理長であり、オーダーの優先順位などに関して全体を見渡した上で、特別に

指示を出すことも業務上当然のことであると考えられる。この点、その言い方において、F本人も「優しくは言っていない」と述べているように、きつく感じられたところがあったことは十分推則できるが、Fの口調は誰に対してもそのような言い方であったと認められ、請求人に対してのみきつい言い方をしたとは認められない。また、内容についても業務指導の範囲を逸脱しているとは認められないことから、②の出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」が相当であると判断する。

また、Fが請求人の就業時間をカットするシフトを組んだことについては、請求人とFとのやり取りから、就業時間中の喫煙の有無をめぐる対立の原因があるものと推認されることから、請求人に対する嫌がらせとして行われたとまでは認められず、また最終的には請求人の就労時間は元に戻されているものであり、これを業務による心理的負荷をもたらす出来事であると判断したとしても、その総合評価は「弱」であると判断する。

以上、①、②、③の出来事は、相互に関連して生じている出来事ではないことからそれぞれ個別に判断したとしても、その心理的負荷の全体評価は「弱」が相当であると判断する。

(4) なお、請求人は、平成〇年〇月〇日に、仕込みのスープのガラが時間までに取り出していないことでFから厳しい口調で怒られ、同月〇日には来客数が多かったことからライスがなくなってしまったことについて、請求人に責任を押しつける発言があったとし、さらに、同年〇月〇日から新しいメニューとしてチゲ鍋が導入されることとなった際には、同鍋の練習日が請求人の休日に行われたうえ、Fから「請求人はできないの?」、「新メニューができないなら使えない」などと言われたとしている。そして、請求人は、これらの言動により、請求人は精神的に限界となり、同年〇月〇日より自宅で休業を余儀なくされたと主張する。

これらの出来事は、本件疾病発症後の出来事であり、認定基準上、心理的負荷の評価対象期間の出来事として評価することはできず、また、「精神障害の悪化の業務起因性」の有無について検討し、記録を子細に検討するも、上記の請求人主張は「特別な出来事」に該当するものでもないことから、評価の対象となるものではない。

なお、業務以外の要因、個体側の要因に特筆すべきものはない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。